

青森県生活保護法施行細則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年5月19日法律第40号）の施行により、生活保護業務を含む基幹業務システムについて、国が示す標準化基準に適合したシステムを利用すること（以下「システム標準化」という。）が義務付けられたことから、本県の生活保護システムについてもシステム改修を行い、令和7年度中に標準化基準に適合しております。

生活保護事務については、法定受託事務であり、全国統一的な取り扱いを求められています。今回のシステム標準化により、生活保護システムから出力される様式については国が示す生活保護システム標準仕様書により定められた様式となり、変更の余地はないものとなることや、「生活保護法施行細則準則について」（平成12年3月31日社援第871号）の別紙「生活保護法施行細則」準則にて様式等について示されており、県で異なる取扱いをすることが想定されないことから「青森県生活保護施行細則」（平成7年3月青森県規則第23号。以下「細則」という。）において定めている各様式について見直しを行うとともにそれに伴う所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 細則に規定する様式について、生活保護システム標準仕様書による様式と内容や機能が重複する通知書や命令書等を削除します。
- (2) その他所要の規定整備を行います。

3 今後の予定

公布日：令和8年7月（予定）

施行期日：公布日

青森県生活保護法施行細則新旧対照表

改正後	現行
<p>(趣旨) 第一条～第二条 (略)</p> <p><u>(申請書の様式)</u> 第三条 法第二十四条第一項 (同条第九項において準用する場合を含む。) の申請書、省令第一条第五項の申請書、省令第十八条の四第一項の申請書及び省令第十八条の九第一項の申請書は、知事が別に定める。</p>	<p>(趣旨) 第一条～第二条 (略)</p> <p><u>(書類等の作成及び整理)</u> 第三条 福祉事務所長は、被保護者について、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 一 基本調査書 (第一号様式) 二 保護決定調書 (第二号様式) 三 医療扶助決定調書 (第三号様式) 四 介護扶助決定調書 (第四号様式) 五 保護金品支給台帳 (第五号様式) 六 ケース記録表 (第六号様式) 2 福祉事務所長は、次に掲げる簿冊を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。 一 保護申請・変更処理簿 (第七号様式) 二 保護廃止処理簿 (第八号様式)</p> <p><u>(保護を行った旨の通知等)</u> 第四条 福祉事務所長は、法第十九条第二項の規定により要保護者の保護を行ったときは、前条第一項各号及び第六条第一項に規定する書類の写しを添付して、速やかにその旨をその者の居住地又は現在地 (以下「居住地等」という。) を所管する福祉事務所長に通知しなければ</p>

改正後	現行
	<p><u>ならない。</u></p> <p><u>2 福祉事務所長は、法第六十一条の規定により被保護者から居住地を移転した旨の届出があったときは、速やかに、必要な決定を行い、新居住地を所管する福祉事務所長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による通知は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の書類その他の保護の決定又は実施上必要と認められる書類の写しを添付して行わなければならない。</u></p> <p><u>(保護申請書等)</u></p> <p><u>第五条 法第二十四条第一項本文の規定による申請書の提出は、保護申請書（第九号様式）、資産申告書（第十号様式）及び収入申告書（第十一号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</u></p> <p><u>一 同意書（第十二号様式）</u></p> <p><u>二 給与証明書（第十三号様式）その他の書類で福祉事務所長が保護の決定上必要と認めるもの</u></p> <p><u>2 法第二十四条第九項において準用する同条第一項本文の規定による申請書の提出は、保護変更申請書（第十四号様式）、資産申告書及び収入申告書（被保護者の資産及び収入の状況に変更がない場合にあっては、保護変更申請書）に申請に係る保護の種類に応じ住宅補修等計画書（第十五号様式）、生業計画書（第十六号様式）その他の書類で福祉事務所長が保護の決定上必要と認めるものを添付して行わなければならない。</u></p>

改正後	現行
	<p>3 <u>省令第一条第五項本文の規定による申請書の提出は、前二項の規定にかかわらず、葬祭扶助申請書（第十七号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</u></p> <p>一 <u>死亡を証明する書類</u></p> <p>二 <u>葬祭に要した経費を明らかにする書類</u></p> <p><u>（保護開始決定通知書等）</u></p> <p>第六条 <u>法第二十四条第三項の規定による保護の開始の決定を通知する書面及び同条第九項において準用する同条第三項の規定による保護の変更の決定を通知する書面並びに法第二十五条第二項の書面は、保護開始（変更）決定通知書（第十八号様式）によらなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第二十六条の書面は、保護停止（廃止）決定通知書（第十九号様式）によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>法第二十四条第三項及び同条第九項において準用する同条第三項の規定による保護の開始及び変更の申請を却下する決定を通知する書面は、保護申請却下通知書（第二十号様式）によらなければならない。</u></p> <p>4 <u>福祉事務所長は、法第二十四条第三項、同条第九項において準用する同条第三項、第二十五条第二項又は第二十六条の規定による通知をしたときは、保護の要否を決定された者の居住地等を所管する町村長に前三項の通知書の写しを送付しなければならない。</u></p>

改正後	現行
<p>(入所等の依頼)</p> <p>第<u>四</u>条 福祉事務所長は、法第三十条第一項ただし書の規定により被保</p>	<p><u>(検診命令)</u></p> <p>第<u>七</u>条 福祉事務所長は、法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、要保護者に対し、次に掲げる書類を交付しなければならない。</p> <p>一 <u>検診命令書（第二十一号様式）</u></p> <p>二 <u>検診依頼書（第二十二号様式）</u></p> <p>三 <u>検診書（第二十三号様式）</u></p> <p>四 <u>検診料請求書（第二十四号様式）</u></p> <p><u>(扶養照会書等)</u></p> <p>第<u>八</u>条 福祉事務所長は、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書（第二十五号様式）によらなければならない。</p> <p>2 <u>法第二十四条第八項の書面は、生活保護開始通知書（第二十五号様式の二）によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>福祉事務所長は、法第二十八条第二項の規定により要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、扶養義務報告依頼書（第二十五号様式の三）によらなければならない。</u></p> <p>(入所等の依頼)</p> <p>第<u>九</u>条 福祉事務所長は、法第三十条第一項ただし書の規定により被保</p>

改正後	現行
<p>護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の 適当な施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託しようとする ときは、当該施設の長又は当該私人（以下「施設長等」という。） に対し、入所（養護）依頼書（<u>第一号様式</u>）により依頼しなければならない。</p>	<p>護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の 適当な施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託しようとする ときは、当該施設の長又は当該私人（以下「施設長等」という。） に対し、入所（養護）依頼書（<u>第二十六号様式</u>）に次に掲げる書類を <u>添えて依頼しなければならない。</u></p> <p>一 <u>基本調査書（第一号様式）の写し</u> 二 <u>戸籍謄本</u> 三 <u>健康診断書</u> 四 <u>その他必要と認められる書類</u></p> <p><u>（保護金品の交付方法等）</u></p> <p><u>第十条 福祉事務所長が被保護者又はその他関係人（以下「被保護者等」</u> <u>という。）に対して出納員をして保護金品（金銭に限る。以下同じ。）</u> <u>を交付する場合においては、当該出納員は、当該被保護者等から保護</u> <u>開始（変更）決定通知書（第十八号様式）又はこれに代わるものの提</u> <u>示を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉事務所長は、法第十九条第七項第三号の規定により被保護者等</u> <u>に対する保護金品の交付を町村長に依頼して行う場合においては、当</u> <u>該町村長に対し、指定した交付日の三日前までに当該保護金品に生活</u> <u>保護費支給仕訳書（第二十七号様式）を添えて交付しなければならない</u> <u>い。</u></p>

改正後	現行
<p>(保護施設設置届出書等)</p> <p>第五條 法第四十條第二項の規定による届出は、保護施設設置届出書(第二号様式)によらなければならない。</p> <p>2 法第四十一條第二項の申請書は、保護施設設置認可申請書(第三号様式)によらなければならない。</p>	<p>(保護施設設置届出書等)</p> <p>第十一條 法第四十條第二項の規定による届出は、保護施設設置届出書(第二十八号様式)によらなければならない。</p> <p>2 法第四十一條第二項の申請書は、保護施設設置認可申請書(第二十九号様式)によらなければならない。</p>
<p>(保護施設変更認可申請書)</p> <p>第六條 法第四十一條第五項の認可の申請は、保護施設変更認可申請書(第四号様式)によらなければならない。</p>	<p>(保護施設変更認可申請書)</p> <p>第十二條 法第四十一條第五項の認可の申請は、保護施設変更認可申請書(第三十号様式)によらなければならない。</p>
<p>(被保護者状況変更届書)</p> <p>第七條 法第四十八條第四項の規定による届出は、被保護者状況変更届書(第五号様式)によらなければならない。</p>	<p>(被保護者状況変更届書)</p> <p>第十三條 法第四十八條第四項の規定による届出は、被保護者状況変更届書(第三十一号様式)によらなければならない。</p>
<p>(保護施設廃止報告書等)</p> <p>第八條 省令第七條の規定による報告又は省令第八條の規定による通知をするときは、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後三十日以内に、保護施設廃止(事業縮小(休止))報告(通知)書(第六号様式)を知事又は市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四十二條の認可の申請は、保護施設休止(廃止)認可申請書(第七号様式)によらなければならない。</p>	<p>(保護施設廃止報告書等)</p> <p>第十四條 省令第七條の規定による報告又は省令第八條の規定による通知をするときは、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後三十日以内に、保護施設廃止(事業縮小(休止))報告(通知)書(第三十二号様式)を知事又は市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四十二條の認可の申請は、保護施設休止(廃止)認可申請書(第三十三号様式)によらなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(保護施設事務費請求書等)</p> <p>第九條 法第三十條第一項ただし書の規定により被保護者を入所させ、又は入所若しくは養護の委託を受けた施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を、当該四半期の最初の月の七日までに、福祉事務所長（当該被保護者を入所させ、又は入所若しくは養護を委託した福祉事務所長をいう。次項において同じ。）に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を精算し、当該四半期の最後の月の翌月の七日までに保護施設事務費（委託事務費）精算書（<u>第八号様式</u>）を福祉事務所長に提出しなければならない。</p>	<p>(生活保護費繰替支弁金請求書等)</p> <p><u>第十五條 福祉事務所長は、法第七十二條第二項の規定による繰替支弁をしたときは、支弁した月の翌月の末日までに生活保護費繰替支弁金請求書（第三十四号様式）に生活保護費繰替支弁金計算書（第三十五号様式）及び支出に関する証拠書類の写しを添えて当該費用を支弁すべき福祉事務所長又は福祉事務所長にその費用の弁償を請求しなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉事務所長は、前項の規定による弁償の請求を受けた日から三十日以内に当該請求に係る金額を弁償しなければならない。</u></p> <p>(保護施設事務費請求書等)</p> <p>第十六條 法第三十條第一項ただし書の規定により被保護者を入所させ、又は入所若しくは養護の委託を受けた施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を、当該四半期の最初の月の七日までに<u>保護施設事務費（委託事務費）請求書（第三十六号様式）</u>により、福祉事務所長（当該被保護者を入所させ、又は入所若しくは養護を委託した福祉事務所長をいう。次項において同じ。）に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を精算し、当該四半期の最後の月の翌月の七日までに保護施設事務費（委託事務費）精算書（<u>第三十七号様式</u>）を福祉事務所長に提出しなければならない。</p>

改正後	現行
	<p><u>(就労自立給付金支給申請書)</u> <u>第十七条 省令第十八条の四第一項の申請書は、就労自立給付金支給申請書（第三十八号様式）によらなければならない。</u></p> <p><u>(就労自立給付金支給決定調書)</u> <u>第十八条 福祉事務所長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定するときは、就労自立給付金支給決定調書（第三十九号様式）を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(就労自立給付金支給決定通知書)</u> <u>第十九条 福祉事務所長は、法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金支給決定通知書（第四十号様式）により申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(進学・就職準備給付金支給申請書)</u> <u>第二十条 省令第十八条の九第一項の申請書は、進学・就職準備給付金支給申請書（第四十一号様式）によらなければならない。</u></p> <p><u>(進学・就職準備給付金支給等決定調書)</u> <u>第二十一条 福祉事務所長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定調書（第四十二号様式）を作成しな</u></p>

改正後	現行
<p>(徴収金充当申出書)</p> <p>第<u>十</u>条 法第七十七条の二第一項又は法第七十八条第一項の規定による徴収金に係る法第七十八条の二第一項又は第二項の申出は、<u>知事が別に定める申出書</u>によらなければならない。</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>(進学・就職準備給付金支給等決定通知書)</p> <p>第<u>二十二</u>条 福祉事務所長は、<u>法第五十五条の五第一項の規定による進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書（第四十三号様式）により申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>(徴収金充当申出書)</p> <p>第<u>二十三</u>条 法第七十七条の二第一項の規定による徴収金に係る法第七十八条の二第一項又は第二項の申出は、<u>生活保護法第七十七条の二第一項の徴収金充当申出書（第四十四号様式）</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>法第七十八条第一項の規定による徴収金に係る法第七十八条の二第一項又は第二項の申出は、生活保護法第七十八条第一項の徴収金充当申出書（第四十五号様式）</u>によらなければならない。</p>

改正後

現行

第1号様式(第3条、第9条関係)

(作成年月日 . . .)

(母・知・児)		基本調査書		(作成年月日 . . .)					
世帯の ケース番号		(保護台帳)	開始年月日	廃止年月日					
世帯主氏名		連絡先	自宅・呼出() 電話番号 ()						
本籍地									
現住所	年 月 日から居住								
	年 月 日から居住								
	年 月 日から居住								
法別	(ふりがな) 氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	学歴	心身の 状況	職業	摘要
			世帯主	男・女	. .				
				男・女	. .				
				男・女	. .				
				男・女	. .				
				男・女	. .				
				男・女	. .				
				男・女	. .				
				男・女	. .				
不在者の 状況	(ふりがな) 氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	不在の時期及び原因並びに現況			
				男・女	. .				
				男・女	. .				
(備考)									

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

収入充当内訳欄															
No.	氏名	収入金額 (1) (円)	収入金額 (2) (円)	収入金額 (3) (円)	収入金額 (4) (円)	収入金額 (5) (円)	職 種	控除率 (%)	未 成 年 規	実費控除 (円)	基礎控除 (円)	特別控除 (円)	他控除 (円)	認定額 (円)	
合 計															
扶 助 額 決 定 欄															
種類	最低生活費 (円)	収入充当額 (円)	扶 助 額 (円)	繰越収入認定額(円)											
生活				種 類	生 活	住 宅	教 育	一 時	合 計	本 人 支 払 額					
住宅					(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)					
教育					月分支給額										
合計					月分支給額										
一時					月分支給額										
一時扶助 内訳 (再掲)	生 活 (円)	住 宅 (円)	教 育 (円)	介 護 (円)	医 療 (円)	出 産 (円)	生 業 (円)	葬 祭 (円)							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第3号様式(第3条関係)

ケース 番 号					
現住所					
世帯主 氏 名					

	年度	冊の
保 護 開 始		年 月 日
保 護 廃 止		年 月 日
担当員 氏 名		

医療扶助決定調書

(医療券等発行簿)

決 定 伺

別表認定欄のとおり決定してよろしいか。

	世帯員 番 号	氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢	受給者番号 (下3けた)		社 会 保 險 割	備 考
世 帯 構 成	01		男・女	・ ・					
	02		男・女	・ ・					
	03		男・女	・ ・					
	04		男・女	・ ・					
	05		男・女	・ ・					
	06		男・女	・ ・					
	07		男・女	・ ・					
	08		男・女	・ ・					
	09		男・女	・ ・					
	10		男・女	・ ・					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

世帯員番号						
病 類 別	感 染 ・ 総 合 支 援	感 染 ・ 総 合 支 援	感 染 ・ 総 合 支 援	感 染 ・ 総 合 支 援	感 染 ・ 総 合 支 援	感 染 ・ 総 合 支 援
承 不 承 認	承 認 ・ 不 承 認	承 認 ・ 不 承 認	承 認 ・ 不 承 認	承 認 ・ 不 承 認	承 認 ・ 不 承 認	承 認 ・ 不 承 認
患 者 票 (医療受給者証)	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
有 効 期 間	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで	・ ・ から ・ ・ まで
承 認 内 容						
医 療 機 関						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

入・外・歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
入・外・歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
入・外・歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
入・外・歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

		発行 決裁 月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
		支 払 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		発行 決裁 月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
		支 払 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		発行 決裁 月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
		支 払 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		発行 決裁 月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
		支 払 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
治 療 材 料	世帯員 番号 氏名	発行決裁月日	品 名				取扱業者	金額(円)		提 示 期 限				
		・ ・								・ ・				
		・ ・								・ ・				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第4号様式(第3条関係)

ケース 番 号		年度	冊の
現住所		保 護 始	年 月 日
世帯主 氏 名		保 護 止	年 月 日
		担当員 氏 名	

介 護 扶 助 決 定 調 書

(介 護 券 等 発 行 簿)

決 定 伺

別表認定欄のとおり決定してよろしいか。

世帯 番 号	氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢	受 給 者 番 号	他 法 給 付 割	備 考		
								01	02
世 帯 構 成		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						
		男・女	・ ・						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

別表

ケース番号	介護扶助認定書																				
	世帯員番号	氏名	開始				介護機関	サービスの種類	転帰・変更												
			総室長	次長	課長	指導員			年月日	年月日	年月日	年月日	理由	年月日							

サービスの種類										転帰・変更理由													
1 居宅介護											2 介護予防											1 中止	
ア 訪問介護	コ	特定施設入居者生活介護									ア 介護予防訪問介護	コ	介護予防特定施設入居者生活介護									2 死亡	
イ 訪問入浴介護	サ	福祉用具貸与									イ 介護予防訪問入浴介護	サ	介護予防福祉用具貸与									3 入所	
ウ 訪問看護	シ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護									ウ 介護予防訪問看護	シ	介護予防認知症対応型通所介護									4 通所	
エ 訪問リハビリテーション	ス	夜間対応型訪問介護									エ 介護予防訪問リハビリテーション	ス	介護予防小規模多機能型居宅介護									5 その他	
オ 居宅療養管理指導	セ	認知症対応型通所介護									オ 介護予防居宅療養管理指導	セ	介護予防認知症対応型共同生活介護										
カ 通所介護	ソ	小規模多機能型居宅介護									カ 介護予防通所介護	ソ	介護予防通所リハビリテーション										
キ 通所リハビリテーション	タ	認知症対応型共同生活介護									キ 介護予防通所リハビリテーション	タ	介護予防短期入所生活介護										
ク 短期入所生活介護	チ	地域密着型特定施設入居者生活介護									ク 介護予防短期入所生活介護	チ	介護予防短期入所療養介護										
ケ 短期入所療養介護	ツ	複合型サービス									ケ 介護予防短期入所療養介護	ツ											
3 施設介護											4 居宅介護支援事業者												
ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ウ	介護保健施設サービス									5 地域包括支援センター												
イ 介護福祉施設サービス	エ	介護療養施設サービス																					

保護状況	区分	本人支払額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

区分	世帯員番号	保険者番号	保険者の名称	被保険者番号	要介護状態区分	要介護・要支援()	要介護・要支援()	要介護・要支援()	要介護・要支援()
介護保険									
認定年月日									
認定の有効期間									
区分支給限度基準額									
訪問短期入所									
病類別									
有効期間									
介護機関									
備考									

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

改正後

現行

介護券等発行簿1

番 号 種 類	世 帯 員 サ ー ビ ス の 介 護 機 関 (コ ー ド)	介 護 券 発 行 状 況												
		月 区 分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		発 行 月 日 有 効 期 間 本 人 支 払 額	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

改正後

現行

介護券等発行簿 2

ケース番号	福祉用具給付状況				
	発行決裁月日	品名	取扱業者	金額(円)	提示期限
福祉用具販売の別					
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・ ・				・ ・

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

改正後

現行

第7号様式(第3条関係)

保護申請・変更処理簿

ケース 番号	申請受付年月日		申請者氏名	世帯主住所・氏名	指受 導領 員印	担受 当額 員印	処理状況			決 裁 年 月 日	登 送 年 月 日	備 考		
	町 役 場	地 域 民 局					開 始	却 下	取 下 げ					
	
	
	
	
	
	
	
	
	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

改正後

現行

第8号様式(第3条関係)

保 護 廃 止 処 理 簿

整理 番号	ケース 番号	世帯主氏名	家族数	地区名	扶助区分	開 始 年 月 日	廃 止 年 月 日	決 裁 年 月 日	廃 止 理 由	備 考
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

改正後

現行

第9号様式(第5条関係)

※ ケース番号		保護申請書		※ 町 村 役 場 受 付 年 月 日		※ 地 域 県 民 局 受 付 年 月 日			
現 住 所		希望する保 護 の 種 類		生活・住宅・教育・介護・ 医療・出産・生業					
家 族 の 状 況	(ふりがな) 氏 名	個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業	教育 程度	通院又は入院して いる医療機関名	備 考
	1		世帯主	男・ 女	・ ・				
	2			男・ 女	・ ・				
	3			男・ 女	・ ・				
	4			男・ 女	・ ・				
	5			男・ 女	・ ・				
	6			男・ 女	・ ・				
	7			男・ 女	・ ・				
	8			男・ 女	・ ・				
	9			男・ 女	・ ・				
	10			男・ 女	・ ・				
11			男・ 女	・ ・					
保護を申請する理由(具体的に記入してください。)									
上記のとおり、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 要保護者との関係 氏 名 地域県民局長 殿									

(記入上の注意) ※印欄には、記入しないでください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第10号様式(第5条関係)

(表)
資 産 申 告 書

地域県民局長 殿

年 月 日

住 所
氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

記

1 不動産

	種 類		面 積	所 有 者	所 在 地	抵当権
土	宅 地	有・無				有・無
	山	有・無				有・無
	畑	有・無				有・無
	山 林	有・無				有・無
地	原 野	有・無				有・無
	そ の 他	有・無				有・無
建 物	家 屋	有・無				有・無
	そ の 他	有・無				有・無

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無					円
預 貯 金	有・無	(預貯金先)	(口座番号)	(預貯金者名)	(預貯金額)	円
有 価 証 券	有・無	(種 類)	(額 面)	(現時点での価格)		円

注1 記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

(裏)

生命保険	有・無	(保険会社)	(保険料) 円	(保険金額) 円
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自動車 (自動二輪を含む。)	有・無	(所有者)	(使用者)	(車種)	(排気量) cc	(年式) 年型
事業用機械器具 (船、農業用機械等)	有・無	(品名)				
貴金属	有・無					
その他	有・無					

4 負債(借金)

	借入先	借入金額	借入れの目的
有・無		円	

(記入上の注意)

- この申告書は、保護を受けようとする(受けている)者が記入してください。
- 同じ種類の資産が二つ以上ある場合は、その全てを記入してください。
- 有価証券は、例えば株券、〇〇債券等と記入し、現在の時点で売った場合のおよその金額を記入してください。
- 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合には、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定により処罰され、又は生活保護法第78条第1項の規定により費用等を徴収されることがあります。

改正後

現行

第11号様式(第5条関係)

(表)
収入申告書

地域県民局長 殿

年 月 日

住 所
氏 名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入〔有・無〕

働いている者の名前	仕事の内容、勤め先(会社名)等	区 分	当月分(見込額)	前 3 月 分		
				()月分	()月分	()月分
		収 入	円	円	円	円
		必要経費①	円	円	円	円
		就 労 日 数				
		収 入	円	円	円	円
		必要経費②	円	円	円	円
		就 労 日 数				
		収 入	円	円	円	円
		必要経費③	円	円	円	円
		就 労 日 数				
必要経費(前月分)の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給、年金等による収入〔有・無〕

恩給、年金等を受けた者の氏名	恩給、年金等の種類	年 額 (円)	当月分(見込額) (円)	前 3 月 分 (円)		
				()月分	()月分	()月分

*種類：国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、健康保険の傷病手当金、労働者災害補償保険等年金の場合は、老齢基礎年金、障害基礎年金等年金の種類も記載してください。

注1 記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

(裏)

3 仕送りによる収入〔有・無〕

仕送りをした者の氏名	内 容	当 月 分 (見込み)	前 3 月 分		
			()月分	()月分	()月分
	現 金・米・野 菜・魚 介・ 他()				
	現 金・米・野 菜・魚 介・ 他()				
	現 金・米・野 菜・魚 介・ 他()				
	現 金・米・野 菜・魚 介・ 他()				

4 その他の収入〔有・無〕

内 容	当 月 分 (見込み)	前 3 月 分		
		()月分	()月分	()月分

5 その他将来において見込みのある収入〔有・無〕

内 容	収入見込時期		収入見込額 円
	年	月	

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は、記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- この申告書は、保護を受けようとする(受けている)者が記入してください。
- 「1 働いて得た収入」欄は、給与、日雇、内職、農業、漁業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 農業による収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 「4 その他の収入」欄は、生命保険給付金、土地、家屋、農業機械等の賃貸料収入、資産の売却金その他の収入を記入してください。
- 1～5の収入は、その有無について○で開んでください。有を○で開んだ収入については、その内容をその下の欄に記入してください。
- 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
- 収入のうち証明書等を取れるもの(例えば勤労先の給与証明書、年金、保険、手当等の支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合には、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定により処罰され、又は生活保護法第78条第1項の規定により費用等を徴収されることがあります。

改正後

現行

第12号様式(第5条関係)

同 意 書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員の次に掲げる事項(保護廃止後は、1、3及び4を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)につき、 地域県民局長が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

年 月 日

住 所
氏 名

地域県民局長 殿

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第13号様式(第5条関係)

(表)

給与証明書

年 月 日

住 所

事業所(雇主)名

次のとおり証明します。

氏 名		(歳)		職名及び職務内容		※ 認 定	
住 所		当月支払 見込み 月分		前 3 月 分			※ 認 定
区 分		月分	月分	月分	月分	月分	
勤務(就労)日数							
給 与 額	基本給	月 給	円	円	円	円	円
		日給(円)					
		家族手当(人)					
		通勤手当					
		時間外手当					
控 除 額	賞 与						
	小 計 (イ)						
	所 得 税						
	市 町 村 民 税						
	健 康 保 険 料						
	厚生年金保険料						
控 除 額	雇 用 保 険 料						
	労 働 組 合 費						
小 計 (ロ)							
差引支給額((イ)-(ロ))							
摘 要 欄							

給与額は、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

注1 記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

(裏)

給与証明書の記入上の注意

1 当月及び前3月分の期間における全ての給与額及び控除額について、それぞれの内訳を明らかにして記入してください。

なお、当月の給与額について推定できない場合には「当月支払見込み」欄は空欄とし、推定できる場合には見込額により記入してください。

2 摘要欄には、給与の定例支給日、次回の昇給又は賞与の予定年月日及び金額、現物給与のあるときは各月分の品目及び数量、支給額が著しく増加又は減少している月のあるときはその理由等の参考事項を記入してください。

3 ※欄には、記入しないでください。

(備考) この証明書は、世帯から地域県民局長あてに生活保護についての申請がなされる場合に添付されるものです。なお、事実と違った証明をした場合には、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定により処罰され、又は生活保護法第78条第1項の規定により費用等を徴収されることがありますから注意してください。

改正後

現行

第14号様式(第5条関係)

		※ 町 村 役 場 受 付 年 月 日	※ 地 域 県 民 局 受 付 年 月 日
※ ケース番号		保護変更申請書	
世帯主	氏 名		
	住 所		
現に受けている保護の種類		生活・住宅・教育・介護・医療	
変 更 を 希 望 す る 容 容	種 類	程 度	方 法
変 更 を 必 要 と す る 理 由			
上記のとおり、生活保護法による保護の変更を申請します。 年 月 日			
申請者 住 所 氏 名			
地域県民局長 殿			

(記入上の注意) ※印欄には、記入しないでください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第15号様式(第5条関係)

住宅補修等計画書

(住宅補修・配電新設・水道新設・井戸新設・下
水道新設)

申請者
氏名

建物の 規模・ 構造						
補修・ 新設を 必要と する状 況	1 住宅破損の状況又は水道等設備の現状と新設の必要性 2 補修・新設の規模(面積等明記のこと。)					
補修・ 新設の ために 必要と する 費用の 内訳	品名	規模	単価×数量=金額			備考
			単価(円)	数量	金額(円)	
	合計					
その他 参考 事項						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第16号様式(第5条関係)

生 業 計 画 書

申請者氏名

1 生業計画の内容

イ 生業を行う者の氏名

ロ 生業を行う時期

ハ 生業を行う場所

ニ 生業の種類

2 生業を行うために必要な物とその金額

3 生業の見通し

イ 収入をあげ得る時期

ロ 収入見込額

ハ 収入をあげるために必要な材料代その他の費用

ニ 利益(ロからハを引いた額)

(記入上の注意) 「2 生業を行うために必要な物とその金額」欄は、技能習得の場合は、技能習得の種類、技能習得の期間、技能習得する場所及び年間経費を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第17号様式(第5条関係)

葬 祭 扶 助 申 請 書

年 月 日

地域県民局長 殿

住 所
申請者
氏 名

生活保護法による葬祭扶助を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

死 者	氏 名		葬祭を行 う者との 関 係	
	死 亡 年月日	・ ・	死亡時の 住所又は 居 所	
葬 祭 (予 定) 日		・ ・		
葬 祭 費	遺 留 金 品 の 額	差 引 不 足 額	備 考	
円	円	円		
(添付書類) 1 死亡を証明する書類 2 葬祭に要した経費を明らかにする書類				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第18号様式(第6条、第10条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

保護開始(変更)決定通知書

あなたに対する生活保護法による保護について、下記のとおり開始(変更)することに決定したので通知します。

記

1 保護の種類及び額

保護の種類	生活扶助 (円)	住宅扶助 (円)	教育扶助 (円)	一時扶助 (円)	扶助計 (円)	本人支払額 (円)
月分支給・追給額						
月分支給・追給額						
月分以降支給額						

一時扶助の内容(再掲)

生活扶助 (円)	住宅扶助 (円)	教育扶助 (円)	介護扶助 (円)	医療扶助 (円)	出産扶助 (円)	生業扶助 (円)	葬祭扶助 (円)

介護扶助自己負担額 円(事業者名)
円(事業者名)
円(事業者名)

医療扶助自己負担月額 円

2 保護開始(変更)年月日 年 月 日

3 保護の方法

4 保護を開始(変更)した理由

5 決定通知を申請のあった日から14日以内になかった理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第19号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

保護停止(廃止)決定通知書

あなたに対する生活保護法による保護について、下記のとおり停止(廃止)することに決定したので通知します。

記

- 1 停止(廃止)した保護の種類
- 2 停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 停止(廃止)する理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第20号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による保護については、下記の理由により却下します。

記

世帯主氏名	住 所
1 却下理由	
2 この通知を申請のあった日から14日以内にしなかった理由	

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第21号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

検 診 命 令 書

下記により検診を受けてください。

記

検 診 を 受 け る 日 時		年 月 日 午 前 後 時 分
検 診 を 行 う 医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	
	担当 医師 等 の 氏 名	
備 考		
注 意	1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。 3 この検診命令を受けないと、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。 4 この検診命令について疑問がある場合には、地域県民局に相談してください。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第22号様式(第7条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

検 診 依 頼 書

下記の者に対し貴院(所)において生活保護法による検診を受けるよう命じましたから、御多忙のところ恐縮に存じますが、検診結果を別添検診書により提出して下さるようお願いします。

記

検 診 を 受 け る 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	現 住 所	
検 診 を 受 け る 時 日		年 月 日 午 前 時 分 午 後
検 診 目 的		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第23号様式(第7条関係)

検 診 書

年 月 日

地域県民局長 殿

医療機関の所在地
医療機関の名称
院 (所) 長
担当医師

検診を受けた者

現住所

氏 名

(歳) 男・女

上記の者に対する検診結果は、下記のとおりです。

記

傷病名	
病 状	
担 当 医 師 意 見	治療継続の必要性 治療不要・入院 か月・外来 か月 稼働能力の程度 稼働不能・家事炊事・内職・事務・店員・掃除婦・農業・土 木作業・その他() そ の 他 の 意 見
地域県民局地域健康福祉部嘱託医の意見	
(注意) この検診書は、地域県民局長あて直接送付してください。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第24号様式(第7条関係)

検 診 料 請 求 書

年 月 日

地域県民局長 殿

医療機関の所在地
医療機関の名称
医療機関の長の氏名
(開設者の氏名(名称
及び代表者の氏名))

下記のとおり請求します。

記

受診者氏名		現住所	
請求内容	診察料	点	(検査名等)
	小計	(円)	
文書料	円	請求額	円
(注意) 1 この請求書により、直接地域県民局長あて請求してください。 2 文書料は、検診結果について所定の様式(検診書)以外の書面を作成した場合に限り請求できます。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第25号様式(第8条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

扶 養 照 会 書

あなたの____にあたる____さん(住所____)は、生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

つきましては、保護の決定又は実施上必要がありますので、あなたからの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までに御回答ください。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

別紙

扶 養 届 書

年 月 日

地城県民局長 殿

住 所

氏 名

先に照会のあった私の_____に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一般的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号 — —)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可(理由)
援助の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)
援助の方法・程度	①金銭により毎月(年) 円送付する。 ②物品により毎月(年) を 程度送付する。 ③氏名 を引き取る。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況							
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務	先	平均月収額	円
	本人	・					
		・					
		・					
		・					
		・					

上記のうち私の_____についての

①税法上の扶養控除を受けている者の氏名_____

②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 _____ (円)

(2) 資 産 の 状 況	有	①家屋 m ² (坪)	②宅地 m ² (坪)	
	無	③田畑 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)	
(3) 負 債 の 状 況	有	負 債 の 内 容	返 済 月 額 (年)	返 済 の 終 了 年 月
	無	住 宅 ロ ー ン	円	円
(4) 健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	有	①国民健康保険②健康保険③共済()		
	無	④その他()		

上記で①以外に加入している場合_____については被保険者として
①認定されている。②認定されていない。
③認定手続をとるつもりである。

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写し等その状況が明らかになる書類を添付してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第25号様式の2(第8条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

生活保護開始通知書

あなたの____にあたる_____さん(住所_____)に対する生活保護法による保護の開始を決定しますので、同法第24条第8項の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請者の氏名	
保護の開始の申請があった日	年 月 日

(参考)

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第24条

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第25号様式の3(第8条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

扶養義務報告依頼書

あなたの__にあたる____さん(住所____)は、生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定又は実施等のため必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定又は実施等のため必要がありますので、生活保護法第28条第2項の規定により、扶養義務を履行しない理由について、別紙扶養義務報告書により____年____月____日までに報告を求めます。

(特記事項)

(担当者____)

(参考)

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第28条

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当所要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

別紙

扶養義務報告書

年 月 日

地域県民局長 殿

住 所
氏 名

先に求めのあった私の _____ に対する扶養義務を履行しない理由について、次の
とおり報告します。

(扶養義務を履行しない理由)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第1号様式(第4条関係)

番 号
年 月 日

殿

福祉事務所長 印

入所(養護)依頼書

生活保護法第30条第1項ただし書の規定により、下記の者の入所(養護)について委託します。

記

氏名		生年月日	・	・	性別	男・女
住所						
本籍						
委託の予定年月日	・	・	保護開始年月日	・	・	
備考						
(添付書類)						
1 基本調査書の写し						
2 戸籍謄本						
3 健康診断書						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第26号様式(第9条関係)

番 号
年 月 日

殿

福祉事務所長 印

入所(養護)依頼書

生活保護法第30条第1項ただし書の規定により、下記の者の入所(養護)について委託します。

記

氏名		生年月日	・	・	性別	男・女
住所						
本籍						
委託の予定年月日	・	・	保護開始年月日	・	・	
備考						
(添付書類)						
1 基本調査書の写し						
2 戸籍謄本						
3 健康診断書						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第2号様式(第5条関係)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長

保護施設設置届出書

保護施設を設置したいので、生活保護法第40条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設の名 称		施設の種類	
施設の所在地			
取 扱 定 員			
事業開始予定年月日	年 月 日		
(添付書類) 1 設置の理由書 2 設置条例(案) 3 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。) 4 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を明らかにする書類 5 収支予算書及び経理の方針 6 市町村の区域外に設置する場合は、設置予定地の市町村の同意書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第28号様式(第11条関係)

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長

保護施設設置届出書

保護施設を設置したいので、生活保護法第40条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設の名 称		施設の種類	
施設の所在地			
取 扱 定 員			
事業開始予定年月日	年 月 日		
(添付書類) 1 設置の理由書 2 設置条例(案) 3 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。) 4 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を明らかにする書類 5 収支予算書及び経理の方針 6 市町村の区域外に設置する場合は、設置予定地の市町村の同意書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

名 称
申請者 住 所
代表者氏名

保護施設設置認可申請書

保護施設を設置したいので、生活保護法第41条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設 の 名 称		施設の種類	
施設 の 所 在 地			
取 扱 定 員			
事業開始予定年月日	年 月 日		

(添付書類)

- 1 設置の理由書
- 2 設置者たる法人の寄附行為、定款その他の基本的約款の写し
- 3 設置者たる法人の財産目録(登記事項証明書及び預貯金証明書を添付すること。)
- 4 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。)
- 5 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を明らかにする書類
- 6 収支予算書及び経理の方針
- 7 設置予定地の市町村の意見書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第29号様式(第11条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称
申請者 住 所
代表者氏名

保護施設設置認可申請書

保護施設を設置したいので、生活保護法第41条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設 の 名 称		施設の種類	
施設 の 所 在 地			
取 扱 定 員			
事業開始予定年月日	年 月 日		

(添付書類)

- 1 設置の理由書
- 2 設置者たる法人の寄附行為、定款その他の基本的約款の写し
- 3 設置者たる法人の財産目録(登記事項証明書及び預貯金証明書を添付すること。)
- 4 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。)
- 5 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴を明らかにする書類
- 6 収支予算書及び経理の方針
- 7 設置予定地の市町村の意見書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称
申請者 住 所
代表者氏名

保護施設変更認可申請書

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた保護施設について
変更したいので、生活保護法第41条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設 の 名 称		施設 の 種 類	
施設 の 所 在 地			
変 更 事 項 の 変 更 前		変 更 事 項 の 変 更 後	
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	
(添付書類) 1 寄附行為、定款その他の基本的約款を変更したときは、その写し 2 建物その他の設備の規模・構造を変更したときは、設備明細書、立面図、平面図又は室別面積表のうち変更内容がわかる書類 3 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の変更の場合は、履歴書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第30号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称
申請者 住 所
代表者氏名

保護施設変更認可申請書

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた保護施設について
変更したいので、生活保護法第41条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設 の 名 称		施設 の 種 類	
施設 の 所 在 地			
変 更 事 項 の 変 更 前		変 更 事 項 の 変 更 後	
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	
(添付書類) 1 寄附行為、定款その他の基本的約款を変更したときは、その写し 2 建物その他の設備の規模・構造を変更したときは、設備明細書、立面図、平面図又は室別面積表のうち変更内容がわかる書類 3 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の変更の場合は、履歴書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

福祉事務所長 殿

施設名
施設の長の氏名

被保護者状況変更届書

被保護者の状況について、下記のとおり変更があったので、生活保護法第48条第4項の規定により届け出ます。

記

被保護者氏名		性別		年齢	
被保護者の入所前の住所					
変更の内容					
変更が生じた期日					
備考					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第31号様式(第13条関係)

年 月 日

福祉事務所長 殿

施設名
施設の長の氏名

被保護者状況変更届書

被保護者の状況について、下記のとおり変更があったので、生活保護法第48条第4項の規定により届け出ます。

記

被保護者氏名		性別		年齢	
被保護者の入所前の住所					
変更の内容					
変更が生じた期日					
備考					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第6号様式(第8条関係)

第32号様式(第14条関係)

年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿
市町村長

青森県知事 殿
市町村長

名 称
住 所
代表者氏名

名 称
住 所
代表者氏名

保護施設廃止(事業縮小(休止))報告(通知)書

保護施設廃止(事業縮小(休止))報告(通知)書

保護施設を廃止(事業を縮小(休止))したので、生活保護法施行規則第7条(第8条)の規定により、下記のとおり報告(通知)します。

保護施設を廃止(事業を縮小(休止))したので、生活保護法施行規則第7条(第8条)の規定により、下記のとおり報告(通知)します。

記

記

施設の名称		施設の種類	
施設の所在地			
廃止(事業縮小(休止))年月日	年 月 日		
廃止(事業縮小(休止))の理由			
(添付書類) 1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類 2 財産の処分に関する書類 3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

施設の名称		施設の種類	
施設の所在地			
廃止(事業縮小(休止))年月日	年 月 日		
廃止(事業縮小(休止))の理由			
(添付書類) 1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類 2 財産の処分に関する書類 3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称
申請者 住 所
代表者氏名

保護施設休止(廃止)認可申請書

保護施設を休止(廃止)したいので、生活保護法第42条の規定により、その時期について下記のとおり申請します。

記

施設の名称		施設の種類	
施設の所在地			
休止(廃止)予定年月日	年 月 日		
休 止 (廃 止) の 理 由			
(添付書類)			
1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類			
2 財産の処分に関する書類			
3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第33号様式(第14条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称
申請者 住 所
代表者氏名

保護施設休止(廃止)認可申請書

保護施設を休止(廃止)したいので、生活保護法第42条の規定により、その時期について下記のとおり申請します。

記

施設の名称		施設の種類	
施設の所在地			
休止(廃止)予定年月日	年 月 日		
休 止 (廃 止) の 理 由			
(添付書類)			
1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類			
2 財産の処分に関する書類			
3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第34号様式(第15条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

生活保護費繰替支弁金請求書

金 _____ 円

ただし、生活保護法第72条第2項の規定による 年度 月分の生活保護費繰替支弁金として、上記のとおり請求します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第35号様式(第15条関係)

生活保護費繰替支弁金計算書

支給金額 円

被保護世帯主氏名	居住地	世帯人員 (実人員) (人)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		産業扶助		葬祭扶助	施設事務費	合計			
			居室	入所等	家賃	家屋補修	一般教育費	給食費	居室	施設	居室	入所等	居室	入所等	居室	入所等				就業	技能	
			人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額				人員	金額	人員
			人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
徴収、返納その他の収入 (生活保護法施行令第10条該当)																						
差引繰替支弁金請求額																						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A3横長とする。

改正後

現行

第36号様式(第16条関係)

年 月 日

地域県民局長 殿

施設名
施設長等 氏 名
〔住 所〕
〔氏 名〕

保護施設事務費(委託事務費)請求書

金 _____ 円

ただし、年 月 から 年 月 までの保護施設事務費(委託事務費)として、
別紙保護施設事務費(委託事務費)算出明細書を添付し、上記のとおり請求します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

別紙

保護施設事務費(委託事務費)算出明細書
(施設名等)

被保護者 氏名	保護施設事務費(委託事務費)の内訳				備考
	区分	月 (円)	月 (円)	月 (円)	
	基準額				
	本人支払額				
	請求額				
	基準額				
	本人支払額				
	請求額				
	基準額				
	本人支払額				
	請求額				
	基準額				
	本人支払額				
	請求額				
	基準額				
	本人支払額				
	請求額				
	基準額				
	本人支払額				
	請求額				
	基準額				
	本人支払額				
	請求額				
合計	基準額				
	本人支払額				
	請求額				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第8号様式(第9条関係)

年 月 日

福祉事務所長 殿

施設名
施設長等 氏名
〔住所〕
氏名

保護施設事務費(委託事務費)精算書

年 月 から 年 月 までの保護施設事務費(委託事務費)について、青森県生活保護法施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

各月初日現在の被保護者数		基準額 A(円)	本人支払額 B(円)	所要額 (A-B) C(円)	交付済額 D(円)	過不足額 (C-D) E(円)	備考
月	人						
合計							

(添付書類)保護施設事務費(委託事務費)精算内訳書(別紙)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第37号様式(第16条関係)

年 月 日

福祉事務所長 殿

施設名
施設長等 氏名
〔住所〕
氏名

保護施設事務費(委託事務費)精算書

年 月 から 年 月 までの保護施設事務費(委託事務費)について、青森県生活保護法施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

各月初日現在の被保護者数		基準額 A(円)	本人支払額 B(円)	所要額 (A-B) C(円)	交付済額 D(円)	過不足額 (C-D) E(円)	備考
月	人						
合計							

(添付書類)保護施設事務費(委託事務費)精算内訳書(別紙)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後	現行
別紙 省略	別紙 省略

改正後

現行

第40号様式(第19条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

就労自立給付金支給決定通知書

あなたに対する生活保護法による就労自立給付金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
(就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。)
- 2 支給を決定した理由
- 3 支給日及び支給方法
- 4 決定通知を申請のあった日から14日以内にしなかった理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第41号様式(第20条関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金支給申請書

地域県民局長 殿

申請者(進学する者又は就職する者)

住 所

氏 名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給を受けたいので、生活保護法施行規則第18条の9第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先の名称(大学等名、会社等名) _____

- 4 進学・就職後の居住先
 進学・就職前の住所と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記入すること。)
居住(予定)地 _____

- 5 就職の場合は、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると思われる理由

- 6 支給方法 口座振込 その他()
口座振込の場合の振込先
金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・()
支店等名 _____ 支店・出張所・() (ゆうちょ銀行を除く。)

記 号 (ゆうちょ銀行のみ記入)

預貯金種類 普通預金(通常貯金及び普通貯金を含む。)
 当座預金 その他()

口座番号 (右に詰めて記入すること。)

フリガナ

口座名義人 _____

- 7 添付書類
(1) 進学の場合
① 入学手続に着手していることが確認できる以下のいずれかの書類

改正後

現行

- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ③ 進学・就職準備給付金振込先が確認できる書類
- (2) 就職の場合
 - ① 就職する見込みであることが確認できる以下のいずれかの書類
 - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合は、個人事業の開業届の写し
 - ・その他確実に就職先に就職することを証明する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ③ 進学・就職準備給付金振込先が確認できる書類

- 注1 該当する口には、レ印を記入すること。
- 2 進学・就職準備給付金振込先は、申請者の口座に限ること。
- 3 金融機関名は、該当する金融機関の種類を○で囲み、又は括弧内に記入すること。
- 4 支店等名は、該当する支店等の種類を○で囲み、又は括弧内に記入すること。
- 5 進学の場合において、7(1)①及び②の添付書類を申請時に準備できないときは、進学する大学等の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で申請することができる。ただし、その場合は、大学等に入学するまでに7(1)①及び②の添付書類を提出しなければならないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第42号様式(第21条関係)

進学・就職準備給付金支給(不支給)決定調書											
地区名			ケース番号		対象者氏名			世帯主氏名			
決	部長	総室長	次長	課長	指導員	確	処理簿 記入	支給台帳 記入	起案	年月日	
									起案者		印
裁						認			決裁	年月日	
									施行	年月日	
進学・就職準備給付金支給(不支給)決定同 次のとおり決定し、通知してよろしいか。									発送	年月日	
決定理由(通知案)									浄書者印	校合者印	発送承認印
進学・就職準備給付金支給額決定欄											
支給額 円 (進学先又は就職先) (進学後又は就職後の居住先)											
不支給の理由											
支給日及び支給方法											

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第43号様式(第22条関係)

番 号
年 月 日

殿

地域県民局長 印

進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書

あなたに対する生活保護法による進学・就職準備給付金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給の可否

支給 不支給

2 (支給の場合)支給額、支給日及び支給方法

支給額 円

支給日 年 月 日

支給方法 口座振込 その他()

(不支給の場合)不支給の理由

3 決定通知を申請のあった日から14日以内になかった理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第44号様式(第23条関係)

生活保護法第77条の2第1項の徴収金充当申出書

私は、 年 月分からの保護金品等(保護金品(金銭に限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額のうち、 地城県民局長と協議し定める額について、当該保護金品等の交付又は支給の期日をもって、 年 月 日付け 第 号費用徴収額決定通知書に基づく生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の納入に充てる旨を、同法第78条の2第1項及び第2項の規定に基づき申し出ます。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から徴収金の納入に充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

地城県民局長 殿

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第45号様式(第23条関係)

※番 号

生活保護法第78条第1項の徴収金充当申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、交付又は支給を受ける保護金品等(保護金品(金銭に限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額のうち地域県民局長と協議し定める額について、当該保護金品等の交付又は支給の期日をもって生活保護法第78条第1項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の納入に充てる旨を、下記の内容について確認した上で、同法第78条の2第1項及び第2項の規定に基づき申し出ます。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から徴収金の納入に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、徴収金は必ず全額納入しなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して一括して納入することが困難な場合は、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から徴収金の納入に充てること。

年 月 日

住 所
氏 名

地域県民局長 殿

(記入上の注意)※印欄には、記入しないでください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。